

陸上競技大会商標規程について

関西学生陸上競技連盟

山口佳那子

0. はじめに

学生陸上競技選手にとって、商標について考える機会は少ないです。しかし、規模の大きな大会になるにつれて規制は厳しくなっていきます。そのため、関西 IC では、指導の意味も込めて商標についての制限を設ける意向です。大学内での周知とともに、大会で規程を遵守できる取り組みへのご協力をお願いします。不明点は末尾連絡先までお問い合わせください。

1. 衣類等の規則（製造者名・ロゴマーク類）

○個人バッグ

各バッグ 2箇所まで。25cm²以内

○アンダーウェア

露出する場合、無地

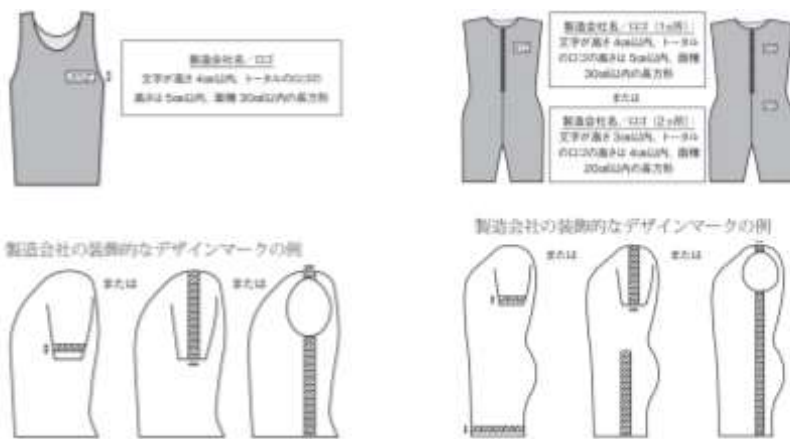
○ベスト・レオタード

前面 1箇所のみ、文字 4cm、高さ 5cm、面積 40cm²以内のもの

Cf.レオタードに関して 前面 2箇所（ウエストより上部、下部で分かれて印字）

※₁製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）はデザインマークとして、幅 10cm 以内で 1回または帯状で繰り返して表示可能

※₂大学のロゴに関しては、大きさの規定を設けず前面、後面に各 1箇所可能

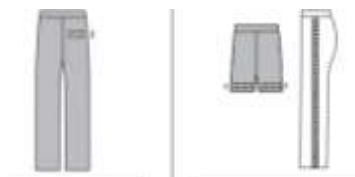


○トップス・トレーニングウェア上衣・Tシャツ・トレーナー・レインジャケット：
 ロゴ 前面1箇所、文字の高さ1cm、高さ5cm、40cm²以内のもの。※₁ ※₂



○下半身の衣類（ショーツ、タイツ等）：ロゴ 1箇所、高さ4CM、面積20CM²以内 ※₁

学校名は1箇所のみ表示可能



-
- ソックス：それぞれのソックスに1箇所、高さ3CM、面積6CM²以内
上端に幅5cm以内で、1回あるいは帯状で繰り返して表示可能



-
- シューズ：制限なし

- その他

ヘッドギア・帽子・ヘッドバンド・手袋・リストバンドなど：1箇所、6cm²以内 ※₂

眼鏡・サングラス：2箇所、6cm²以内 学校名の大きさの規定なし

2. 規程に違反する例

- ①製造会社の商品ラインのブランド名サイズオーバー
- ②製造会社のロゴ、ブランド名、2個表示
- ③メーカーの帯状の装飾的デザインマークが認められない場所に掲載
- ④装飾デザインマークに文字が使用されている ※製造会社ロゴ



連絡先 inficaak@gmail.com 関西学生陸上競技連盟 山口佳那子